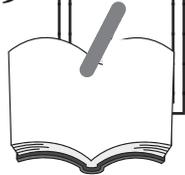


年金のはなし



保険料の後払い（追納）のススメ

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となりません。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

手続きは？

追納を行う場合は、申込が必要です。年金事務所へ申込を行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けたくうえで、納付書をお渡しします。お支払いは納付書でお願いいたします。（口座振替、クレジット納付はできません。）

納付に関する注意事項

- 追納できるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
- 承認がされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。今年度中の追納保険料は次のとおりです。

年度	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
18	15,000	11,240	7,500	3,740
19	15,030	11,270	7,520	3,750
20	15,140	11,360	7,570	3,780
21	15,230	11,420	7,620	3,800
22	15,490	11,610	7,750	3,870
23	15,280	11,450	7,640	3,810
24	15,130	11,340	7,560	3,780
25	15,100	11,330	7,550	3,780
26	15,250	11,440	7,620	3,810
27	15,590	11,690	7,790	3,900

※追納加算額が含まれています

後納制度と追納制度の違いは？

後納制度は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間に限り、過去5年以内の未納期間の保険料を納めることができるのに対して、追納制度は過去10年以内の免除（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）期間の保険料を納めることができる制度です。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570・011・050)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

低所得者や障害・遺族基礎年金受給者の皆さんへ 2つの給付金を実施します

①臨時福祉給付金	②障害・遺族年金受給者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)
消費税率の引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。 【支給対象者】 次の両方に当てはまる方 (1) 平成28年1月1日現在、村に住民票がある方 (2) 平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方（課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます） 【支給額】 1人につき3,000円	一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援します。 【支給対象者】 『平成28年度臨時福祉給付金』の対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金又は遺族基礎年金等を受給している方 ※今年4月～7月に実施した「高齢者向け給付金」の受給者を除きます。 【支給額】 1人につき30,000円

- ◎申請先は役場保健福祉課社会福祉担当へお願いします。基準日（平成28年1月1日）において村に住民票のない方は、前住所地へ申請してください。申請期間：平成28年9月26日（月）～12月26日（月）
- ◎対象者と思われる方には9月下旬に役場よりご案内の文書をお送りします。

■お問い合わせ 保健福祉課社会福祉担当 電話 56-2122



しむかつぶ消防フェスタ2016を開催



日々猛暑が続きますが、村民の方々はいかがお過ごしでしょうか。占冠村でも気温が30度近くなる日が多くなってきていますので、体調管理にはご注意ください。

平成28年7月24日(日)に『しむかつぶ消防フェスタ2016』を占冠村農村公園で開催しました。晴天に恵まれ、ご家族連れを中心に約100名の方々に来場していただき、大盛況のうちに終了しました。今年も去年と同様に、煙体験ハウス・放水体験・ミニ消防車乗車体験・消防被服着用体験・消防車救急車見学・消防隊員証作成・ヨーヨー釣りなどの防災体験を通して、たくさんの方々の防災への意識向上を図ることができたと思います。

また、平成28年7月11日(月)に占冠村で今回初となる日高支署との合同訓練を実施しました。内容は事故車両からの救助を想定し、実際に車両を破壊しての人命救助や救急隊との連携訓練を行いました。今後もこのような訓練を実施し、職員一同消防技術向上をめざしてまいります。



消防団員募集!!
詳細は庶務係まで
電話56・2119

救急出場状況(7月分)

交通事故	1件	(1人)
一般負傷	8件	(7人)
急病	8件	(8人)
7月計	17件	(16人)
累計	98件	(89人)

※()内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

運転中のスマホ使用などは絶対によめましょう
秋は夕暮れ時やエゾシカに要注意!

運転中のスマホ厳禁

運転中のスマートフォン等の使用など次にあげる行為は法令で禁止されています。

- 車両運転中の『携帯電話の使用』
- 車両運転中の『カーナビ等の注視』
- 自転車利用中の『携帯電話の保持使用』

罰則は次のとおりです。

- 車両を運転中、携帯電話を保持使用した場合
(点数) 1点
- 車両を運転中、携帯電話を使用し危険を生じさせた場合
(反則金) 普通車6千円
- 車両を運転中、カーナビ等の画像を注視した場合
(点数) 1点
- 車両を運転中、画像を注視し危険を生じさせた場合
(反則金) 普通車6千円
- 自転車利用中、携帯電話を保持使用した場合
5万円以下の罰金

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

3469日

SS 平成28年8月20日現在

交通安全 SAFTY DRIVE

夕暮れの時間帯は、要注意!

8月が終わり、季節は秋に移り変わってきています。午後6時を過ぎると歩行者・自転車が発見しづらくなりますので、ドライバーの皆さんは早めの点灯で、接近を知らせましょう。

エゾシカの発生時期

エゾシカ事故は年間、9月～11月にかけて多く発生します。時間帯としては午後4時～午後8時の夕暮れ、午前4時～午前6時の夜明けに集中します。特に、9月は夕暮れ時間帯が早まる季節なので、山間部を走行する際は十分注意して運転しましょう。

誰もが当事者になる危険性があります。スピードダウン・シートベルト全席着用・安全確認、ルールを守って交通事故防止に努めましょう!